

## 利根沼田地域定住自立圏推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、利根沼田地域定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、安心して暮らせる持続可能な地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を食い止める国の定住自立圏構想の下、圏域として必要な生活機能の確保に関して沼田市及び沼田市と連携する意思のある町村（以下「連携市町村」という。）が役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、圏域全体の活性化と魅力ある地域を形成することを目的とする。

(連携市町村)

第3条 この協議会は、沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみなかみ町をもって構成する。

(所掌事務)

第4条 この協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要綱」という。）第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関すること。
- (2) 要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 この協議会の委員は、連携市町村の長の職にある者をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、沼田市長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第7条 副会長は、利根郡町村会会長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 この協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(調整会議)

第9条 この協議会に調整会議を置く。

2 調整会議は、協議会提案事項その他の協議及び確認を行う。

3 調整会議は、連携市町村の副市町村長の職にある者をもって組織する。

4 調整会議に議長を置き、沼田市副市長の職にある者がこれに当たる。

5 調整会議は、議長が招集する。

(幹事会)

第10条 この協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会提案事項その他の調整を行う。

3 幹事会は、連携市町村の広域行政主管部課長の職にある者をもって構成する。

4 幹事会に幹事長を置き、沼田市広域行政主管部長の職にある者がこれに当たる。

5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(部会)

第11条 幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。

3 部会は、担任事項に係る連携市町村の職員をもって構成する。

4 部会に部会長を置く。部会長は、部会を構成する部会員の互選による。

5 部会で調査研究及び立案した事項は、速やかに幹事会に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 この協議会の事務を処理するため、沼田市に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和2年4月20日から施行する。